

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 22 年度
計画改定年度	平成 25 年度 平成 28 年度 令和元年度 令和 4 年度
計画変更年度	令和 2 年度
計画主体	魚沼市

## 魚沼市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 魚沼市産業経済部農政課  
所在地 魚沼市小出島 910 番地  
電話番号 025-793-7647  
FAX番号 025-93-1016  
メールアドレス nousei@city.uonuma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	<b>【鳥類】</b> カラス、カワウ、アオサギ <b>【獣類】</b> ニホンザル(以下「サル」)、イノシシ、ハクビシン ツキノワグマ(以下「クマ」)、タヌキ ニホンカモシカ(以下「カモシカ」) ニホンジカ(以下「シカ」)
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	新潟県魚沼市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(a)	被害金額(千円)
カラス	野菜	0.0	0.0
カワウ	魚類	-	13,792.0
アオサギ	魚類	-	4,557.0
サル	野菜	0.0	0.0
イノシシ	水稲、野菜	298.6	5,162.0
ハクビシン	野菜、果樹	0.1	2.0
クマ	飼料用作物	50.0	480.0
タヌキ	野菜、果樹	0.4	6.0
カモシカ	水稲	10.8	195.0
シカ	水稲、飼料用作物	41.3	685.0
合計	-	401.2	24,879.0

## (2) 被害の傾向

### 【カラス】

- ・発生時期：春から秋
- ・被害状況：八色すいかや野菜に被害が確認されていたが、令和2年度以降、被害は減少傾向となり、令和3年度は被害が確認されなかった。一方で農家から自家消費野菜等に対する被害が報告されており、今後も被害の発生・拡大が懸念されることから、引き続き被害対策に取り組む必要がある。

### 【カワウ】

- ・発生時期：夏から秋
- ・被害状況：放流魚や錦鯉の稚魚などに被害がある。飛翔能力が高く他地域からの流入も確認されているため、広域的な被害対策が求められている。

### 【アオサギ】

- ・発生時期：夏から秋
- ・被害状況：錦鯉の稚魚などに被害がある。

### 【サル】

- ・発生時期：夏から秋
- ・被害状況：守門、入広瀬地区において野菜に被害が確認されていたが、平成29年度以降、被害は減少傾向となり、令和3年度は被害が確認されなかった。一方で農家から自家消費野菜等に対する被害が報告されているほか、地域住民からも田畑周辺における目撃情報が寄せられており、今後も被害の発生・拡大が懸念されることから、引き続き被害対策に取り組む必要がある。

### 【イノシシ】

- ・発生時期：夏から秋
- ・被害状況：生息域の拡大、生息数の増加がみられ、市内の中山間部から平野部まで被害が発生している。特に、水稻の収穫時期における、稲の倒伏被害、田の掘り起こしによる農地被害が多発しており、農作物の被害金額は令和3年度に5,162千円になるなど被害が急増している。繁殖力が強いいため、今後更なる生息域の拡大、生息数の増加が懸念される。

### 【ハクビシン、タヌキ】

- ・発生時期：春から秋
- ・被害状況：果樹やトウモロコシ等、野菜全般に被害がある。八色すいかの生産地においては、ハクビシン、タヌキによると思われるすいかの被害が発生している。被害は減少傾向にある。

### 【クマ】

- ・発生時期：春から秋
- ・被害状況：堀之内、広神地区で飼料用作物の被害がある。

農作物被害は減少傾向にある。  
市内全域で出没し、秋から冬にかけては、人家周辺の放任果樹での採餌が確認されており、人身被害の発生も懸念される。

**【カモシカ】**

- ・発生時期：夏から秋
- ・被害状況：水稻の倒伏、露地切花の蕾、球根の被害がある。被害は減少傾向にある。

**【シカ】**

- ・発生時期：夏から秋
- ・被害状況：水稻の倒伏、野菜、飼料用作物の被害がある。堀之内地区において、飼料用作物の被害が増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	被害面積(a)		被害金額(千円)	
	現状値 令和3年度	目標値 令和6年度	現状値 令和3年度	目標値 令和6年度
カラス	0.0	0.0	0.0	0.0
カワウ	被害数値不明		13,792.0	10,344.0
アオサギ	被害数値不明		4,557.0	3,645.6
サル	0.0	0.0	0.0	0.0
イノシシ	298.6	209.0	5,162.0	3,613.4
ハクビシン	0.1	0.1	2.0	1.5
クマ	50.0	37.5	480.0	360.0
タヌキ	0.4	0.3	6.0	5.4
カモシカ	10.8	9.7	195.0	175.5
シカ	41.3	40.0	685.0	513.8
合計	401.2	296.6	24,879.0	18,659.2

被害の軽減目標の設定の考え方

令和6年度までの鳥獣種別の目標値は以下のとおり設定する。

**【カワウ】**

- ・市内の漁場等での被害対策に取り組むほか、新潟県信濃川水系カワウ被害対策広域協議会へ参画し、広域被害防止計画に基づいて、個体群管理等、市町村をまたいだ被害対策に取り組むことから、被害金額2.5割減少を目標とする。

**【アオサギ】**

- ・被害面積、被害金額ともに2割減少を目標とする。

**【イノシシ】**

- ・侵入防止柵の整備や捕獲の強化など被害防止対策を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに3割減少を目標とする。

<p>【ハクビシン、クマ、シカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲の強化など被害防止対策を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに2.5割減少を目標とする。</li> </ul> <p>【その他の獣種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によって被害状況が異なるため、被害面積、被害金額ともに1割減少を目標とする。</li> </ul>
--

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材の整備</li> <li>・状況に応じた有害捕獲</li> <li>・残雪期のクマ予察捕獲</li> <li>・狩猟期間における一斉捕獲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の育成</li> <li>・捕獲従事者の高齢化</li> <li>・巡回、捕獲に要する経費負担</li> <li>・効率的な捕獲体制の構築</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小動物対策用電気柵の整備</li> <li>・クマ対策用電気柵の整備</li> <li>・イノシシ対策用電気柵の整備</li> <li>・貸出用電気柵の貸与</li> <li>・実施隊員によるパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画の策定</li> <li>・適切な柵の設置、維持管理</li> <li>・パトロール時の安全対策</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の除去に関する啓発活動の実施</li> <li>・鳥獣害対策に関する出前講座の実施</li> <li>・地区住民、実施隊員を対象とした電気柵設置研修会の実施</li> <li>・農家及び実施隊員を対象とした捕獲従事者育成研修会の実施</li> <li>・農家を対象とした獣害対策研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵設置指導者の育成</li> <li>・獣害対策に係る意識の醸成</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

有害鳥獣による農作物への被害を防止していくため、魚沼市鳥獣被害防止対策協議会、魚沼市鳥獣被害対策実施隊及び関係機関が連携して対策に取り組む。以下、鳥獣別の取組方針について記載する。

### 【カラス】

- ・被害が多発する時期、場所において、随時、追払い及び捕獲を実施する。
- ・人家近くのほ場など、銃器による追払い、捕獲ができない場合は、テグス等の設置型被害防除器具を使用し被害防止に努める。

### 【カワウ】

- ・人家近くの養殖池など、銃器による追払い、捕獲ができない場合は、テグス等の設置型被害防除器具を使用し被害防止に努める。
- ・コロニーやねぐらの定着を防ぐため、随時パトロールを行い、個体が確認された場合はビニールテープ張りを行う。
- ・河川においては、アユの食害防止を最重要事項とし、行動特性に応じて、時期と場所を選定し、追払い及び捕獲を実施する。
- ・個体群管理等、水系全体に関わる対策を講ずるため、新潟県信濃川水系カワウ被害対策広域協議会へ参画し、広域被害防止計画に基づいて、近隣市町村と連携し、繁殖地でのヒナ打ち等を実施する。

### 【アオサギ】

- ・駆除要請を受けて、随時追払い及び捕獲を実施する。人家近くの養殖池など、銃器による追払い、捕獲ができない場合は、テグス等の設置型被害防除器具を使用し被害防止に努める。

### 【サル】

- ・動物駆逐用煙火等を使用した追払いを地域住民が主体となって行えるように、啓発活動を実施する。
- ・実施隊員によるパトロールやはこわなによる捕獲を実施し、適正な個体数管理に努める。
- ・出没多発地区については、加害群のサルに発信器を装着し、テレメトリー調査により、個体群の管理と効果的な被害対策を進める。

### 【イノシシ】

- ・生息域の拡大や個体数の増加が顕著であることから、随時、捕獲を実施する。特に、狩猟期間や冬期間においては、銃器による一斉捕獲を実施するなど、捕獲を強化することで個体数を減少させる。
- ・被害多発地域において電気柵の整備を推進し、適正な中間管理の指導、捕獲檻等の設置を組み合わせることで、被害防止に努める。
- ・わなの設置に関しては、捕獲作動通知システムの活用を検討し、捕獲の効率化を図る。

### 【クマ】

- ・ 出没状況に応じて、残雪期の予察捕獲、有害捕獲を実施する。
- ・ 出没が多発する地区、時期については、関係機関と連携し、パトロールを強化する。
- ・ 被害が多発しているほ場では、状況に応じて電気柵を整備する。
- ・ 放任果樹の除去や集落周辺の草刈りなど、生息環境の整備について啓発活動を行い、クマが近づきづらい環境作りを促す。

### 【シカ】

- ・ 堀之内及び湯之谷地区で被害が報告されているシカについて、今後生息域の拡大や個体数増加が懸念されるため、被害ほ場付近において、くくりわなでの捕獲を実施する。狩猟期間や冬期間においては、銃器による一斉捕獲を実施するなど、捕獲を強化することで個体数を減少させる。
- ・ わなの設置に関しては、捕獲作動通知システムの活用を検討し、捕獲の効率化を図る。

### 【タヌキ、ハクビシン】

- ・ 八色すいかのほ場において小獣類(ハクビシン、タヌキ)によるとみられる被害が報告されているため、電気柵、小獣類捕獲用はこわなを組み合わせ、被害の防止に努める。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 地域や関係機関からの要望により実施隊員又は猟友会員が捕獲を行う。
- ・ 関係機関は鳥獣の出没状況を随時市へ報告し、市は報告を受けて捕獲計画を策定し、捕獲活動を実施する。
- ・ 必要に応じて関係機関によるわな等の見回りをを行う。捕獲が確認された場合は速やかに市へ連絡する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	カラス カワウ アオサギ サル イノシシ ハクビシン クマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象鳥獣の出没状況に応じて、捕獲計画に沿った活動が行えるよう、捕獲機材を整備する。</li><li>・ 猟銃の所持許可及び第一種狩猟免許の取得経費を支援する制度を広報誌等で広く周知し、事業を活用することで新規の捕獲従事者を確保する。 (有害鳥獣の担い手緊急確保事業)</li><li>・ 新潟県が開催する捕獲技術向上に関する研修会への実施隊員の派遣や市内での研修会の開催を</li></ul>

	シカ	通じて、捕獲従事者の育成に努める。
令和5年度	〃	〃
令和6年度	〃	〃

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<p>イノシシについては、繁殖力が高く、生息数の増加が予想されることから、猟友会等による有害捕獲、狩猟期間における捕獲を実施し、捕獲計画頭数を令和4年度は30頭とする。捕獲技術向上に関する研修会への実施隊員への派遣などを行い、捕獲技術の向上が見込めることから、令和5年度以降は、毎年20頭程度の捕獲増加を見込むものとする。</p> <p>クマについては、新潟県ツキノワグマ管理計画を踏まえ、農作物被害の防止と人身被害の防止を図りつつも、必要最小限の捕獲とする。</p> <p>その他の獣種については、新潟県が作成する鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画との整合を図りながら、地域の被害状況、生息状況、過去の捕獲実績を勘案した上で捕獲を実施する。</p>			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	200羽	200羽	200羽
カワウ	30羽	30羽	30羽
アオサギ	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
サル	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
イノシシ	30頭程度	50頭程度	70頭程度
クマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
タヌキ	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
ハクビシン	20頭程度	20頭程度	20頭程度
シカ	30頭程度	30頭程度	30頭程度
捕獲等の取組内容			
<p><b>【カラス】</b> 田植期、八色すいかの栽培期、農作物収穫期を中心に、銃器による捕獲を実施する。</p> <p><b>【カワウ】</b> 時期と場所を選定し、アユの放流時期に河川に飛来した個体について、銃器による捕獲を実施する。</p> <p><b>【アオサギ】</b> 状況に応じて河川や養殖池において、銃器による捕獲を実施する。</p>			



**【サル】**

発信機装着のための捕獲ははこわなで実施する。  
加害レベルに応じて銃器による捕獲を実施する。

**【イノシシ】**

農作物被害が多発する6月から10月にくくりわな又ははこわなによる捕獲を実施する。

狩猟期間や冬期間においては、銃器による捕獲を強化する。

**【クマ】**

4月上旬から5月上旬までの予察捕獲は銃器による捕獲を実施する。

農作物被害が発生している地区においては、7月から9月までの間に、箱わなによる捕獲を実施する。

集落周辺に出没するような個体については、年間を通してはこわなによる捕獲を実施する。

**【ハクビシン、タヌキ】**

野菜への被害や、八色すいかの生産地区で被害が多発しているため、5月から10月の栽培期に、はこわなによる捕獲を実施する。

**【シカ】**

農作物被害が発生している堀之内地区、湯之谷地区で、くくりわなによる捕獲を実施する。

狩猟期間や冬期間においては、銃器による捕獲を強化する。

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

クマ、イノシシ及びシカは、くくりわな、はこわな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲を基本とするが、クマの予察捕獲やイノシシ及びシカの狩猟期間中の捕獲など、これらの方法で捕獲が困難な場合は、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

**(4) 許可権限委譲事項**

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

**4. 防護柵の設置等に関する事項**

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クマ イノシシ サル シカ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況を確認し、整備箇所、整備規模を検討する。必要に応じて整備を行う。</li> <li>イノシシについては、生息数の増加、生息域の拡大が顕著であるため、侵入防止柵の整備を推進する。</li> </ul> 整備計画 侵入防止柵 (イノシシ用電気柵) 4,000m×3段	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クマ イノシシ サル シカ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施隊員による侵入防止柵の設置指導</li> <li>関係機関による侵入防止柵の機能診断</li> <li>出没状況に応じた銃器及び動物駆逐用煙火を利用した追払いの実施</li> </ul>	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

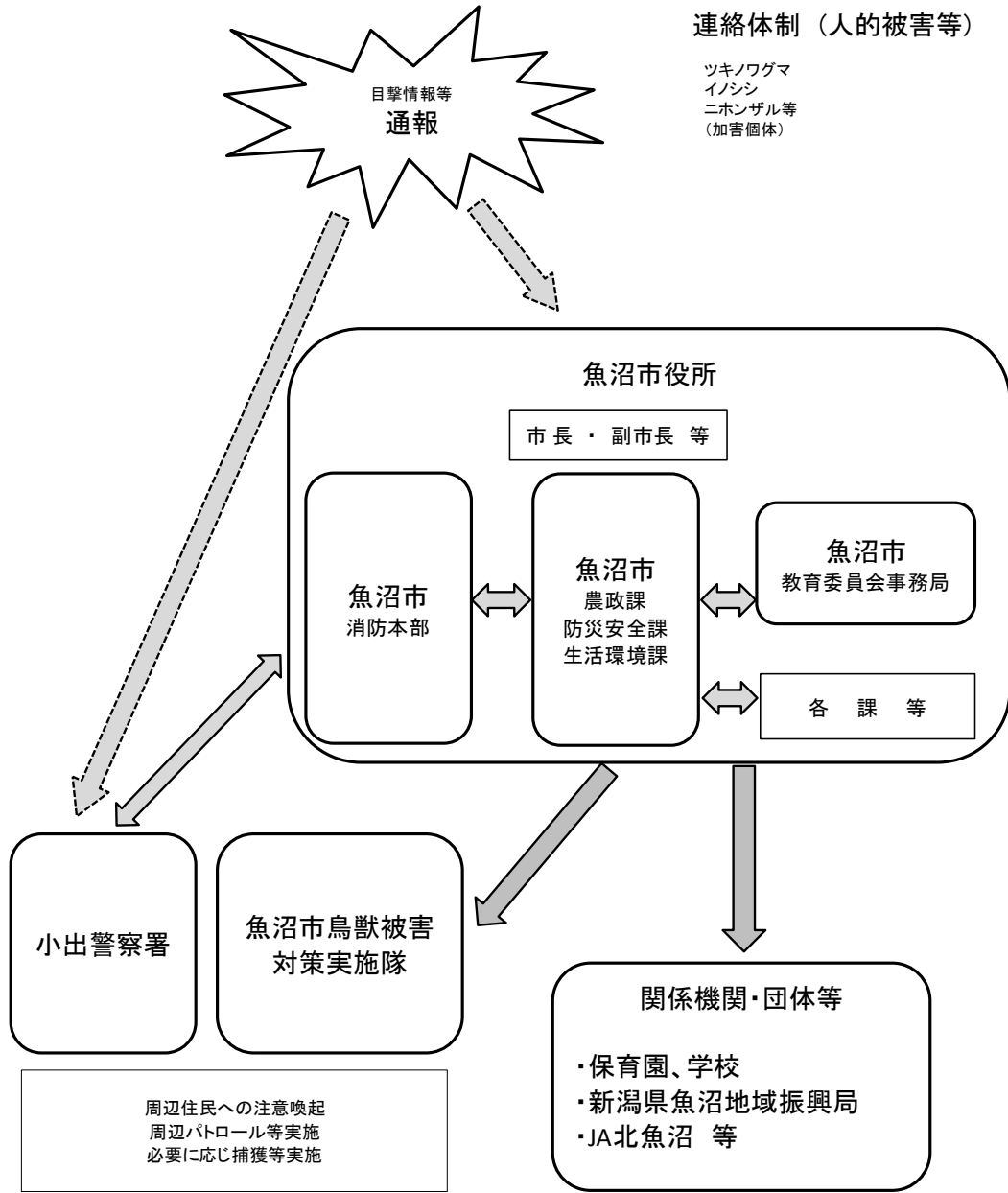
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	カラス カワウ アオサギ サル イノシシ ハクビシン クマ タヌキ シカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等による被害防止対策の啓発</li> <li>・鳥獣による被害状況等の把握</li> <li>・鳥獣の生態、被害防止対策に係る研修会の開催</li> <li>・放任野菜、放任果樹の除去に関する啓発</li> </ul>
令和5年度	〃	〃
令和6年度	〃	〃

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
市民福祉部生活環境課 産業経済部農政課 総務政策部防災安全課 教育委員会事務局 北部事務所 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集及び関係機関との連絡、調整</li> <li>・鳥獣出没地区の周辺住民への注意喚起</li> <li>・児童、生徒の安全確保</li> <li>・パトロールの実施</li> <li>・捕獲の実施</li> </ul>
魚沼地域振興局 南魚沼地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・被害防止対策への指導、助言、協力</li> </ul>
小出警察署	人身被害防止対策及び安全確保
魚沼市鳥獣被害対策実施隊 新潟県猟友会魚沼支部	追払い、捕獲活動の実施

(2) 緊急時の連絡体制



○各部署における関係機関への連絡

担当部署	連絡先
市民福祉部生活環境課	小出警察署、魚沼地域振興局健康福祉部
産業経済部農政課	魚沼市鳥獣被害対策実施隊、魚沼地域振興局農業振興部
教育委員会事務局	保育園、小中学校

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲現場での埋設、焼却施設における処分、業者委託による処分を行う。
- ・錯誤捕獲が発生した場合は、速やかに関係機関と連絡調整を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—
---

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	魚沼市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
魚沼市	協議会の連絡、調整、総括
小出警察署	人身被害防止対策及び安全確保
北魚沼農業協同組合	農林水産物の被害状況の把握、情報提供、被害防止対策の普及活動の実施
魚沼漁業協同組合	
魚沼市錦鯉生産組合	
魚沼市森林組合	
新潟県農業共済組合魚沼支所	
新潟県猟友会魚沼支部	有害鳥獣の追払い、捕獲、被害防止対策の指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
魚沼地域振興局農業振興部 南魚沼地域振興局農林振興部	国等との連絡調整・情報共有・情報提供、農林被害状況把握のための指導、被害防止対策の普及活動の実施
新潟県教育庁	カモシカ保護管理に関する指導
防護柵、捕獲機材業者	設置方法や維持管理に関する指導

獣害対策コンサルタント業者等	被害対策に関する指導
----------------	------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成 26 年に設置。魚沼市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、主に猟友会員から 60 名以下を市長が任命し、以下の被害防止施策に取り組む。関係機関及び地域住民は、施策の実施に際して、出没状況や被害状況の情報提供、わなの見回り等を行い、施策が円滑に実施できるよう協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器及びわなを使用した有害鳥獣の捕獲</li> <li>・銃器、動物駆逐用煙火等を使用した有害鳥獣の追払い</li> <li>・有害鳥獣出没時のパトロールの実施</li> <li>・放任果樹等の除去の啓発</li> <li>・侵入防止柵の設置指導</li> <li>・有害鳥獣の生態等に関する出前講座の実施</li> </ul>
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>広報、各種研修会を通じて、農家及び地域住民へ被害防除や農地、集落周辺の管理等に主体的に取り組めるように意識の醸成を図る。</p> <p>また、農家、地域住民には、農作物の被害状況、鳥獣の出没状況等について情報提供を求める。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>市域をまたいで発生するカワウによる漁業被害を防ぐため、個体群管理等、水系全体に関わる対策を検討し、実施していくための組織である新潟県信濃川水系カワウ被害対策広域協議会へ参画し、広域被害防止計画に基づいて、近隣市町村と連携し被害防止対策に取り組む。</p>
--